



ワコールグループの皆様へ

ワコールグループ 福利厚生制度

最大
28%
割引*1

団体総合生活保険のご案内

ケガへの備え

1. 傷害補償

他人への賠償責任に備える

2. 個人賠償責任

身の回り品に備える

3. 携行品

4. 救護者費用等

5. ホールインワン・ アルバイトロス費用



©東京海上日動

病気やケガで働けない時に備える

6. 所得補償

がんのリスクへの備え

7. がん補償

病気やケガへの備え

8. 医療補償

介護に備える

9. 介護補償

◆ワコールグループ役員・従業員ご自身の方(社員番号があり、給与引去りができる方)だけでなく、ご家族のみの加入もOK!!

保険の対象となる方(被保険者)ご本人としてご加入いただけるご家族の範囲は「保険の対象となる方(被保険者)について」をご確認ください。

◆退職後も更新いただけます!!

「所得補償」は更新いただけません。また、ご加入タイプによってはご加入年齢に制限があります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

保険期間

2026年 1月 1日 午後4時から
2027年 1月 1日 午後4時まで

募集期間

2025年 11月 4日から
2025年 11月28日まで

お問い合わせはこちらまで

代理店

株式会社JALUX保険サービス 京都事務所

TEL : 0120-983-681 (受付時間 : 平日 午前9時~午後5時30分)

MAIL : jlxhs.kyoto@jalux.com

*1 割引の詳細は「団体保険の特徴」をご確認ください。

引受幹事保険会社 :

東京海上日動火災保険株式会社

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社および引受割合等については、「重要事項説明書」をご確認ください。なお、医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動単独のお引受けとなります。

こんなもしもの出費に、備えていますか？

医療補償

病気に備える



病気で入院したら…

差額
ベッド代

食事代

家族の
交通費

日用品

等

<入院1日あたり>
自己負担費用平均約 **20,700**円 *1

入院期間
平均約 **26.3**日 *2

いつ起こるかわからない病気に備えられます！

【保険金お支払い事例】 **脳内出血で手術、20日間入院**

<受取保険金額> **15**万円 入院保険金日額 5,000円プラン

30歳(男女共通)の場合

保険料は月々 **560**円
※IAタイプの場合

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。治療内容により、上記以外の保険金もお支払いの対象となる場合があります。

*1 出典：(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

*2 出典：厚生労働省「令和5(2023)年医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」

個人賠償責任

加害者になった場合に備える



自転車を運転中に歩行者と接触してケガをさせた…

<高額賠償事例> **9,521**万円
加害者への支払い命令 *1

もしも加害者になってしまった場合に備えられます！

他にもこんなリスクが！

子どもが店の
商品を壊して
しまった

飼い犬が
他人にかみつき
ケガをさせた

等

年齢一律/男女共通

保険料は月々 **190**円
※IIタイプの場合

*1 神戸地方裁判所、2013年7月4日判決事例



公的医療保険って？

病気やケガのリスクに備えるための手段である保険には、大きく分けて公的医療保険と民間保険があります。

[医療費の一部負担(自己負担)の割合について]

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度とは、病気やケガをしたときに医療費の一部が軽減される制度です。医療保険行為を受けた医療機関で保険証を提示すると、医療費の自己負担額が原則1～3割になります。

年齢	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳以上	1割負担	2割負担	3割負担
70～74歳	2割負担		
6歳(義務教育就学後)～69歳	3割負担		
義務教育就学前	2割負担(自治体により異なる)		

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

※2024年10月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

[高額療養費制度について]

医療機関等の窓口で支払う医療費が1か月(1日から末日まで)で上限額を超えた場合に、年齢や所得に応じて超過した部分が払い戻される制度です。

70歳未満の場合の上限額

所得区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)	4回目からの 上限額*1
①	年収約1,160万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
②	年収約770万円～ 約1,160万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
③	年収約370万円～ 約770万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
④	年収約370万円以下	57,600円	44,400円
⑤	住民税非課税者	35,400円	24,600円

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

*1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目以降から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2024年10月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

公的医療保険はあるけれど...



公的医療保険を活用しても自己負担は発生し、療養期間が長引くことで負担も大きくなります。また、**差額ベッド代**や**先進医療の技術料**等、公的医療保険が適用されない費用もあります。

だから

公的医療保険の不足分に対する備えとして、「傷害補償」「がん補償」「医療補償」へのご加入をご検討ください。

目次

- 保険の対象となる方(被保険者)について
- 加入依頼書の記入例
- 告知の大切さに関するご案内
- 補償ラインナップ(基本補償)



1. 傷害補償(ケガへの備え) P.7~P.8



2. 個人賠償責任(他人への賠償責任への備え) P.9



3. 携行品(身の回り品への備え) P.10



4. 救済者費用等(事故時の救済活動費用への備え) P.11



5. ホールインワン・アルバイトロス費用 P.12



6. 所得補償(病気やケガで働けない時への備え) P.13



7. がん補償(がんのリスクへの備え) P.14~P.15



8. 医療補償(病気やケガへの備え) P.16~P.19



9. 介護補償(介護への備え) P.20~P.24

- サービスのご案内
- 団体総合生活保険 補償の概要等
- 重要事項説明書
- ご加入内容確認事項(意向確認事項)
- お申込み方法

団体保険の特徴

■ 最大 28%割引が適用されて保険料が割安！

団体割引：20%適用、損害率による割引：10%適用*1

※適用される割引率は、基本補償によって異なります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

■ ご加入手続きが簡単！

ご加入時の医師の診査は不要*2、保険料の払込みは給与引去り

■ 自動セットの充実したサービス！ *3

メディカルアシストやデイリーサポート、介護アシスト等、健康・暮らしのサービスが自動セット

■ ご家族も加入できる！ *4

*1 損害率の改善により、今年度は損害率による割引が適用されます。

*2 所得補償、医療補償、がん補償、介護補償にご加入の場合は加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

*3 自動セットのサービス詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。

*4 詳細は「保険の対象となる方(被保険者)について」をご参照ください。

ご家族のみなさまとご相談のうえ、ご加入をご検討ください。

お手続きは裏表紙を、詳しくは次ページ以降をご確認ください。

保険の対象となる方(被保険者)について

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方

	本人型	家族型補償(本人型以外)	
		傷害補償	賠償・財産・費用に関する補償*2
① 株式会社ワコールホールディングスおよびその系列会社の役員・従業員	○	○	○
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	○	○
	①の方と同居されているご親族・使用人の方	○	×

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1について年齢*3等の加入条件がある補償があります。詳細は下表または「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。
 ※対象となる系列会社については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任、携行品、救護者費用等、ホールインワン・アルバイトロス費用をいいます。

補償の種類	年齢*3条件	
所得補償	満 15 歳以上*4	
がん補償、医療補償	満 5 歳以上満 89 歳以下	
介護補償	一時金払介護	満 5 歳以上満 84 歳以下
	年金払介護	満 40 歳以上満 79 歳以下*5

*3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*4 てん補期間 2 年のタイプについては、満 15 歳以上満 63 歳以下の方に限ります。

*5 介護補償(年金払介護)の更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人*1の年齢*3が満 84 歳以下とします。

2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

■ 傷害補償、所得補償、介護補償、賠償・財産・費用に関する補償

	本人型	夫婦型	家族型
① ご本人*1	○	○	○
② ご本人*1の配偶者	—	○	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	—	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

■ 医療補償、がん補償

	本人型
① ご本人*1	○
② ご本人*1の配偶者	—
③ ご本人*1のお子様	—

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。)

① 婚姻意思*1を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときは、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

**保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させていただく場合があります。**



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

よろしくお願いいたします。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

補償ラインナップ(基本補償)



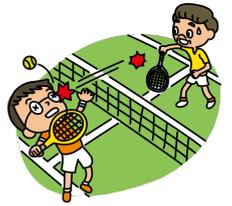
1. 傷害補償(ケガへの備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■日常生活全般プラン

国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…交通事故によるケガ ・工作中的ケガ ・家庭内でのケガ
・旅行中のケガ ・スポーツ中のケガ



[天災危険補償特約] <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたまたは熱中症となった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

[特定感染症危険補償特約] <追加補償>

特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

*1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

■交通事故等限定プラン [交通事故傷害危険のみ補償特約セット]

国内外での交通事故等*1により、保険の対象となる方がケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…クルマにはねられたときのケガ
・駅の改札口に入ってから出るまでのケガ

*1 交通事故等の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



■ゴルフ中等限定プラン [ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット]

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…スイングした拍子に転んだときのケガ



死亡・後遺障害

ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガや熱中症で入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガや熱中症で通院*3した場合に保険金をお支払いします。

*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

熱中症の補償が追加されました！！



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間

団体割引：20%、損害率による割引：10%

型		本人型		夫婦型		家族型	
加入限度口数		10口	5口	10口	5口	10口	5口
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	1,000円	1,500円	1,000円	1,500円	1,000円	1,500円
	通院保険金日額(1日あたり)	500円	1,000円	500円	1,000円	500円	1,000円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額			100万円	100万円	100万円	100万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	-	-	1,000円	1,500円	1,000円	1,500円
	通院保険金日額(1日あたり)			500円	1,000円	500円	1,000円
ご親族	死亡・後遺障害保険金額					100万円	100万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	-	-	-	-	1,000円	1,500円
	通院保険金日額(1日あたり)					500円	1,000円

プラン	日常生活全般プラン(天災危険補償特約付)					
タイプ名	Aタイプ	Bタイプ	CAタイプ	CBタイプ	FAタイプ	FBタイプ
天災危険補償特約	○	○	○	○	○	○
特定感染症危険補償特約*2	-	-	-	-	-	-
保険料(月払)	320円	480円	620円	930円	1,140円	1,730円

プラン	日常生活全般プラン(天災危険補償特約+特定感染症危険補償特約付)					
タイプ名	A1タイプ	B1タイプ	CA1タイプ	CB1タイプ	FA1タイプ	FB1タイプ
天災危険補償特約	○	○	○	○	○	○
特定感染症危険補償特約*2	○	○	○	○	○	○
保険料(月払)	360円	540円	680円	1,040円	1,260円	1,930円

プラン	交通事故等限定プラン					
タイプ名	KAタイプ	KBタイプ	KCAタイプ	KCBタイプ	KFAタイプ	KFBタイプ
天災危険補償特約	-	-	-	-	-	-
特定感染症危険補償特約*2	-	-	-	-	-	-
交通事故傷害危険のみ補償特約	○	○	○	○	○	○
保険料(月払)	80円	140円	140円	230円	200円	330円

AXA切替プラン

プラン	ゴルフ中等限定プラン*3	
型	本人型	
タイプ名	GCタイプ	
加入限度口数	2口	
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	○	
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	250万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	3,500円
	通院保険金日額(1日あたり)	2,000円
保険料(月払)	80円	

プラン	日常生活全般プラン		
型	本人型		
タイプ名	SX1タイプ	S1タイプ	SA1タイプ
加入限度口数	1口	1口	1口
天災危険補償特約	-	-	-
特定感染症危険補償特約*2	-	-	-
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	60万円	100万円
		200万円	
保険料(月払)	60円	100円	200円

※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します(死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象外です。)

*3 保険期間中に他のプランから「ゴルフ中等限定プラン」に変更することまたは「ゴルフ中等限定プラン」から他のプランに変更することはできません。

【今年度の主な改定点】

※熱中症を補償対象とします。

※職種別による料率区分を廃止(保険料を一本化)します。

※熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプや職種別による料率区分の廃止により、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。

詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

2. 個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■ 日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 例えば…
- ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
 - ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
 - ・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
 - ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
 - ・ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。



■ ゴルフ中等限定プラン

【ゴルフ賠償責任補償特約セット】

国内外においてゴルフの練習、競技または指導中に、他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 例えば…
- ・ボールをぶつけてケガをさせてしまった。
 - ・他人から借りたゴルフクラブを壊してしまった。



*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン	日常生活全般プラン	ゴルフ中等限定プラン
型	家族型	本人型
タイプ名	T1タイプ	TG1タイプ
保険金額	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円
保険料(月払)	190円	60円

日常生活全般プラン(家族型)は配偶者や別居の未婚のお子様まで補償されます！
1口入っておくと、何かと安心です



	家族型	本人型
① ご本人*1	○	○
② ご本人*1の配偶者	○	—
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	○	—
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	○	—

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りません)。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

自転車に乗る方必見！
自治体での義務化が広がっています。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

3. 携行品(身の回り品への備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■ 携行品基本プラン

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

例えば…
 ・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
 ・外出中、ハンドバッグをひったくられた。
 ・ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



■ ゴルフ用品限定プラン [ゴルフ用品補償特約セット]

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

① ゴルフ用品の盗難

※ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。

② ゴルフクラブの破損、曲損

例えば… ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%
 ※ご加入口数は1口のみです。

プラン	携行品基本プラン			ゴルフ用品限定プラン		
	本人型			本人型		
タイプ名	U1タイプ	U2タイプ	U3タイプ	UG1タイプ	UG2タイプ	UG3タイプ
保険金額	10万円	20万円	30万円	10万円	20万円	30万円
免責金額(自己負担額)	5,000円	5,000円	5,000円	0円	0円	0円
保険料(月払)	50円	80円	120円	70円	100円	160円

プラン	携行品基本プラン					
	夫婦型			家族型		
タイプ名	UC1タイプ	UC2タイプ	UC3タイプ	UF1タイプ	UF2タイプ	UF3タイプ
保険金額	10万円	20万円	30万円	10万円	20万円	30万円
免責金額(自己負担額)	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
保険料(月払)	60円	100円	150円	80円	120円	190円

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

4. 救援者費用等(事故時の救援活動費用への備え)

国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等で、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。

例えば…
 ・乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。
 ・ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%
 ※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型		夫婦型		家族型	
	V1タイプ	V2タイプ	VC1タイプ	VC2タイプ	VF1タイプ	VF2タイプ
タイプ名						
保険金額	300万円	500万円	300万円	500万円	300万円	500万円
保険料(月払)	10円	20円	20円	40円	50円	80円

! 救援者費用等にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、医療補償、がん補償、介護補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。



5.ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。



- 以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス*1

ア.同伴競技者

イ.同伴競技者以外の第三者*2

- 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

例えば… ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。

※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。

※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】

原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*2の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

*1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%

※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型			夫婦型		
	W1タイプ	W2タイプ	W3タイプ	WC1タイプ	WC2タイプ	WC3タイプ
保険金額	20万円	30万円	50万円	20万円	30万円	50万円
保険料(月払)	160円	240円	450円	240円	360円	680円

型	家族型		
	WF1タイプ	WF2タイプ	WF3タイプ
保険金額	20万円	30万円	50万円
保険料(月払)	380円	570円	1,080円



ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、医療補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかにもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



7.がん補償(がんのリスクへの備え)

がんと診断確定*1された場合や、がん治療のために入院をされた場合等に保険金をお支払いします。

<特長>

■がんのリスクに備えて

- ・がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。
- ・入院1日目から、支払日数の制限なく入院保険金をお支払いします。
- ・「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。



がん診断

がんと診断確定されたときに保険金(一時金)をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*1

*1 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

がん入院・手術

がんで入院(日帰り入院も含まれます。)や所定の手術*1をしたときに保険金をお支払いします。

*1 時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。

*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

がん再発転移

がんで所定の治療*1を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒や最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。

*1 所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：20%、損害率による割引：10%

※ご加入口数は1口のみです。

プラン		1. がん診断等プラン	
型		本人型	
性別		男性・女性共通	
タイプ名		Zタイプ	Z1タイプ
ご本人	がん診断保険金額	100万円	100万円
	がん再発転移保険金額	—	100万円
保険料 (月払)	5～9歳	60円	80円
	10～14歳	100円	130円
	15～19歳	70円	100円
	20～24歳	40円	60円
	25～29歳	180円	220円
	30～34歳	330円	390円
	35～39歳	610円	720円
	40～44歳	840円	1,030円
	45～49歳	1,170円	1,490円
	50～54歳	1,460円	2,060円
	55～59歳	1,950円	2,990円
	60～64歳	3,030円	4,600円
	65～69歳	4,060円	6,310円
70～74歳	5,890円	8,910円	
75～79歳	6,630円	10,500円	
80～84歳	8,070円	12,640円	
85～89歳	9,230円	14,140円	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしていません。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

【今年度の主な改定点】

収支状況の悪化等を踏まえ、「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：20%、損害率による割引：10%
 ※ご加入口数は1口のみです。

プラン		2. がん入院保険金プラン		
型		本人型		
性別		男性・女性共通		
タイプ名		G1タイプ	G2タイプ	G3タイプ
ご本人	がん入院保険金日額(1日あたり)	10,000円	5,000円	3,000円
	がん手術保険金額(手術の種類により)	10万円・20万円・40万円	5万円・10万円・20万円	3万円・6万円・12万円
保険料 (月払)	5～9歳	10円	10円	10円
	10～14歳	20円	10円	10円
	15～19歳	10円	10円	10円
	20～24歳	40円	20円	10円
	25～29歳	60円	30円	20円
	30～34歳	180円	90円	50円
	35～39歳	270円	130円	80円
	40～44歳	380円	190円	110円
	45～49歳	570円	290円	170円
	50～54歳	690円	340円	210円
	55～59歳	1,050円	530円	320円
	60～64歳	1,680円	840円	500円
	65～69歳	2,530円	1,260円	760円
	70～74歳	3,310円	1,650円	990円
75～79歳	3,980円	1,990円	1,190円	
80～84歳	4,600円	2,300円	1,380円	
85～89歳	5,060円	2,530円	1,520円	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
 ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

【今年度の主な改定ポイント】

収支状況の悪化等を踏まえ、「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。詳細やその他の主な改定ポイントは「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

がんは
 気になる病気よね・・・

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。



日本の「がん(悪性新生物)」の
 総患者数は、約465万人！

主ながん(悪性新生物)の患者数 (単位：万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.7	9.5
結腸および直腸	32.4	16.8	15.6
肝および肝内胆管	8.9	6.2	2.7
気管、気管支および肺	32.8	19.5	13.4
乳房	83.8	0.6	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

さらに 心配なのは、医療費！

医療費・自己負担額の例

(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額 176,620円
 差額ベッド代他 133,000円

合計 約30.9万円

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例
 ※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
 (実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター
 「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人が
 がんと診断されるといわれています。

だから

まとまった資金の
 準備ができると安心です。

8. 医療補償(病気やケガへの備え)

病気やケガで入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。

疾病入院	<p>病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について120日(IAタイプのみ180日)を限度とします。</p>
疾病手術	<p>病気で手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>
放射線治療	<p>病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回を受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>
傷害入院	<p>ケガで入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について120日を限度とします。</p>
傷害手術	<p>ケガで手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>
総合先進医療	<p>病気やケガで先進医療*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1 対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。</p>
総合先進医療一時金	<p>総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに保険金(一時金)をお支払いします。</p>
女性入院	<p>一般に女性が罹患(りかん)しやすいとされる所定の病気(乳房・女性生殖器のがん等)の他、糖尿病等所定の病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について120日を限度とします。</p>
女性形成治療	<p>病気やケガのため、乳房切除術等所定の手術を受けたときに保険金をお支払いします。</p>
葬祭費用	<p>病気やケガで死亡し、親族が葬祭費用を負担したときに保険金をお支払いします。 ※実際に負担した費用の範囲内で、保険金額を限度にお支払いします。</p>
成人病入院	<p>がん、糖尿病、心疾患等、所定の成人病で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について120日を限度とします。</p>
成人病手術 成人病放射線治療	<p>がん、糖尿病、心疾患等、所定の成人病で手術*1や放射線治療*2をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*3 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 血液照射を除きます。放射線治療を複数回を受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。 *3 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>
特定疾患	<p>所定の特定疾患*1で入院したときに保険金をお支払いします。 *1 特定疾患とは、平成21年10月30日健発1030第3号厚生労働省健康局長通知「特定疾患治療研究事業について」の一部改正についてで別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表1に記載されている56疾患となります。56疾患については、「補償の概要等」をご確認ください。</p>



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：20%、損害率による割引：10%

※ご加入口数は1口のみです。

1. 補償充実プラン

型		本人型						
		男性・女性共通						
性別		E1タイプ [°]	E2タイプ [°]	E3タイプ [°]	E4タイプ [°]	E5タイプ [°]		
タイプ名								
ご本人	疾病入院保険金日額(1日あたり)		10,000円	8,000円	3,000円	5,000円	6,000円	
	疾病手術 保険金額	重大手術*1	40万円	32万円	12万円	20万円	24万円	
		上記以外の手術	入院中	10万円	8万円	3万円	5万円	6万円
			入院中以外	5万円	4万円	1.5万円	2.5万円	3万円
	放射線治療保険金額		10万円	8万円	3万円	5万円	6万円	
	傷害入院保険金日額(1日あたり)		10,000円	8,000円	3,000円	5,000円	6,000円	
	傷害手術 保険金額	重大手術*1	40万円	32万円	12万円	20万円	24万円	
		上記以外の手術	入院中	10万円	8万円	3万円	5万円	6万円
			入院中以外	5万円	4万円	1.5万円	2.5万円	3万円
	総合先進医療基本保険金額		1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
	総合先進医療一時金額		10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
	葬祭費用保険金額(限度額)		100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	
	特定疾患保険金額		30万円	24万円	9万円	15万円	18万円	
保険料 (月払)	5～9歳		1,060円	870円	390円	580円	680円	
	10～14歳		1,010円	820円	370円	550円	650円	
	15～19歳		1,140円	930円	440円	630円	740円	
	20～24歳		1,420円	1,160円	530円	770円	910円	
	25～29歳		1,480円	1,210円	550円	810円	950円	
	30～34歳		1,540円	1,260円	570円	840円	990円	
	35～39歳		1,660円	1,360円	630円	920円	1,080円	
	40～44歳		1,870円	1,540円	730円	1,050円	1,220円	
	45～49歳		2,370円	1,960円	940円	1,340円	1,560円	
	50～54歳		3,020円	2,500円	1,220円	1,720円	1,990円	
	55～59歳		4,160円	3,460円	1,720円	2,410円	2,770円	
	60～64歳		5,860円	4,880円	2,440円	3,410円	3,910円	
	65～69歳		8,030円	6,720円	3,450円	4,750円	5,420円	
	70～74歳		11,310円	9,530円	5,090円	6,860円	7,760円	
	75～79歳		15,270円	13,040円	7,470円	9,690円	10,820円	
	80～84歳		20,990円	18,220円	11,310円	14,070円	15,460円	
85～89歳		26,450円	23,600円	16,480円	19,320円	20,760円		

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

※制度維持のため、今回の更新から保険料が変更となっております。

*1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：20%、損害率による割引：10%

※ご加入人数は1口のみです。

2. レディースプラン

3. 成人病重点プラン

型			本人型		本人型		
性別			女性		男性・女性共通		
タイプ名			L1タイプ ^o	L2タイプ ^o	S3タイプ ^o	S4タイプ ^o	
ご本人	疾病入院保険金日額(1日あたり)		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
	疾病手術 保険金額	重大手術*1	20万円	20万円	20万円	20万円	
		上記以外の手術	入院中	5万円	5万円	5万円	5万円
			入院中以外	2.5万円	2.5万円	2.5万円	2.5万円
	放射線治療保険金額		5万円	5万円	5万円	5万円	
	傷害入院保険金日額(1日あたり)		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
	傷害手術 保険金額	重大手術*1	20万円	20万円	20万円	20万円	
		上記以外の手術	入院中	5万円	5万円	5万円	5万円
			入院中以外	2.5万円	2.5万円	2.5万円	2.5万円
	総合先進医療基本保険金額		1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
	総合先進医療一時金額		10万円	10万円	10万円	10万円	
	女性入院保険金日額(1日あたり)		5,000円	5,000円	—	—	
	女性形成治療保険金額(手術の種類により)		10万円・20万円	10万円・20万円	—	—	
	葬祭費用保険金額(限度額)		—	100万円	—	100万円	
	成人病入院保険金日額(1日あたり)		—	—	5,000円	5,000円	
	成人病手術 保険金額	入院中	—	—	5万円	5万円	
入院中以外		—	—	2.5万円	2.5万円		
成人病放射線治療保険金額		—	—	5万円	5万円		
保険料 (月払)	5～9歳		630円	650円	580円	600円	
	10～14歳		600円	620円	540円	560円	
	15～19歳		680円	740円	590円	650円	
	20～24歳		950円	1,010円	740円	800円	
	25～29歳		1,130円	1,190円	810円	870円	
	30～34歳		1,210円	1,280円	860円	930円	
	35～39歳		1,190円	1,290円	950円	1,050円	
	40～44歳		1,260円	1,420円	1,080円	1,240円	
	45～49歳		1,580円	1,820円	1,400円	1,640円	
	50～54歳		1,970円	2,330円	1,820円	2,180円	
	55～59歳		2,670円	3,260円	2,560円	3,150円	
	60～64歳		3,690円	4,580円	3,630円	4,520円	
	65～69歳		5,030円	6,430円	5,000円	6,400円	
	70～74歳		7,200円	9,540円	6,840円	9,180円	
	75～79歳		9,550円	13,590円	8,620円	12,660円	
	80～84歳		11,970円	19,050円	10,740円	17,820円	
85～89歳		13,160円	25,280円	12,050円	24,170円		

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしていません。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

※制度維持のため、今回の更新から保険料が変更となっております。

*1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：20%、損害率による割引：10%
 ※ご加入人数は1口のみです。

1回の入院につき
180日限度

1回の入院につき
120日限度

4. スタンダードプラン

5. エコノミープラン

型			本人型		本人型		
性別			男性・女性共通		男性・女性共通		
タイプ名			S1タイプ	S2タイプ	IAタイプ	IA1タイプ	
ご本人	疾病入院保険金日額(1日あたり)		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
	疾病手術 保険金額	重大手術*1	20万円	20万円	20万円	20万円	
		上記以外の手術	入院中	5万円	5万円	5万円	5万円
			入院中以外	2.5万円	2.5万円	2.5万円	2.5万円
	放射線治療保険金額		5万円	5万円	5万円	5万円	
	傷害入院保険金日額(1日あたり)		5,000円	5,000円	-	-	
	傷害手術 保険金額	重大手術*1	20万円	20万円	-	-	
		上記以外の手術	入院中	5万円	5万円	-	-
			入院中以外	2.5万円	2.5万円	-	-
	総合先進医療基本保険金額		1,000万円	1,000万円	300万円	1,000万円	
総合先進医療一時金額		10万円	10万円	10万円	10万円		
葬祭費用保険金額(限度額)		-	100万円	-	-		
保険料 (月払)	5～9歳		550円	570円	340円	370円	
	10～14歳		520円	540円	310円	340円	
	15～19歳		560円	620円	360円	380円	
	20～24歳		700円	760円	500円	520円	
	25～29歳		740円	800円	530円	560円	
	30～34歳		760円	830円	560円	580円	
	35～39歳		810円	910円	610円	630円	
	40～44歳		880円	1,040円	690円	700円	
	45～49歳		1,090円	1,330円	920円	910円	
	50～54歳		1,350円	1,710円	1,190円	1,170円	
	55～59歳		1,810円	2,400円	1,660円	1,630円	
	60～64歳		2,510円	3,400円	2,400円	2,330円	
	65～69歳		3,340円	4,740円	3,270円	3,160円	
	70～74歳		4,510円	6,850円	4,490円	4,330円	
	75～79歳		5,640円	9,680円	5,740円	5,460円	
80～84歳		6,980円	14,060円	7,320円	6,800円		
85～89歳		7,190円	19,310円	7,710円	7,010円		

総合先進医療基本保険金額が
異なりますのでご注意ください。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。
 ※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしていません。
 ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。
 ※制度維持のため、今回の更新から保険料が変更となっております。

*1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。
 *2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。



9. 介護補償【認知症アシスト付き一時金払介護】（介護への備え）

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度を利用しても自己負担が生じる自宅改修や介護用品購入等の費用に備えることができます。

また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス(認知症介護電話相談等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください)。

補償の型

独自基準追加型 (要介護2)

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金(一時金)をお支払いします。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、「補償の概要等」をご確認ください。

「独自基準追加型」とは

【「独自基準追加型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。

これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても保険金をお支払いできるメリットがあります。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%
 ※ご加入人数は1口のみです。

型		本人型		
補償の型		独自基準追加型(要介護2)		
タイプ名		KG1タイプ	KG2タイプ	KG3タイプ
介護補償保険金額		100万円	200万円	300万円
保険料 (月払)	5～9歳	10円	10円	10円
	10～14歳	10円	10円	10円
	15～19歳	10円	10円	10円
	20～24歳	10円	10円	10円
	25～29歳	10円	20円	20円
	30～34歳	10円	30円	40円
	35～39歳	30円	60円	80円
	40～44歳	60円	110円	170円
	45～49歳	70円	130円	200円
	50～54歳	90円	180円	280円
	55～59歳	130円	260円	390円
	60～64歳	280円	570円	850円
	65～69歳	590円	1,180円	1,760円
	70～74歳	1,290円	2,580円	3,870円
75～79歳	2,970円	5,930円	8,900円	
80～84歳	5,610円	11,210円	16,820円	

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満5歳以上満84歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。



公的介護保険は
あるけれど…

介護にかかる
お金は…?

一時費用*1の合計：
平均**74万円**

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に
必要となる主な費用の目安
(自費で購入した場合)

車いす

- 自走式 …… 5～21万円
- 電動式 …… 30～67万円

階段昇降機

- いす式直線階段用 …… 52万円～
- ※ 工事費別途

特殊寝台(介護ベッド)

- 16～61万円
- ※ 機能により金額は異なる

手すり

- 廊下・階段・浴室用等 …… 2万円～
- ※ サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)

ポータブルトイレ

- 水洗式 …… 3～7万円
- シャワー式 …… 13～19万円

移動用リフト

- 据置式 …… 24～90万円
- レール走行式 …… 56万円～
- ※ 工事費別途

※いずれも自費で購入した場合の初期費用(目安)で、公的介護保険の対象になる場合があります。

【出典】(公財)生命保険文化センター

「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから

介護にはまとまった

資金準備があると安心です。



9. 介護補償【認知症アシスト付き年金払介護】（介護への備え）

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態*1となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

<4つの特長>

■長期間の安心

介護補償(年金払介護)では、最大10年間(10回)保険金を受け取ることができますので、介護期間が長期にわたった場合も安心です。

■リーズナブルな保険料

保険金のお支払いを年金払方式とし、要介護状態*1が継続している期間にのみ保険金をお支払いすることにより、リーズナブルな保険料を実現しています。

■仕事と介護の両立

親を保険の対象となる方にしてご加入いただくことで、親が要介護状態*1となった場合に備えることができます。

■充実のサービス(認知症アシスト)

要介護状態*1となった後も継続的に保険金をお支払いする介護補償(年金払介護)では、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス(認知症介護電話相談等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。)

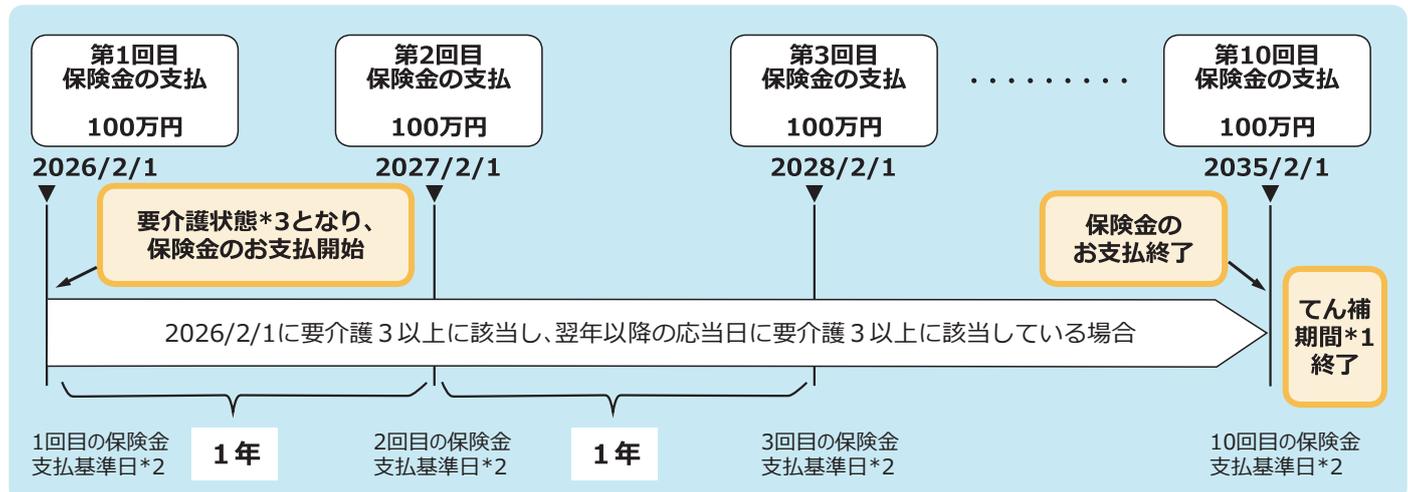
*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。



<介護補償(年金払介護)の保険金お支払い方法>

【例】

年金払介護補償保険金額(年額)：100万円、保険期間：1年間(2025/10/1~2026/10/1)
てん補期間*1：10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)



※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。

(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

※てん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。

*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)をいいます。

*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%
 てん補期間*1：10年(10回目の保険金支払基準日まで)
 ※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型			
タイプ名		NKG1タイプ		NKG2タイプ	
年金払介護補償保険金額		30万円		50万円	
保険料 (月払)	性別	男性	女性	男性	女性
	年齢				
	40～44歳	30円	30円	60円	50円
	45～49歳	40円	40円	70円	60円
	50～54歳	60円	50円	90円	80円
	55～59歳	80円	70円	130円	120円
	60～64歳	170円	160円	290円	260円
	65～69歳	430円	530円	720円	880円
	70～74歳	810円	1,200円	1,350円	2,000円
	75～79歳	1,860円	2,810円	3,090円	4,690円
80～84歳(更新のみ)	3,250円	5,100円	5,420円	8,490円	

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、満40歳以上満79歳以下*3の方に限ります。

*1 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。

公的介護保険制度とは

介護補償(年金払介護)、
介護補償(一時金払介護) 共通



[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当 (自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間 * 1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、
電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の
一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット



お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: ・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

認知症アシスト

自動セット

【対象となる補償】

介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

脳健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*2」をご紹介します。*3

*2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

*3 年会費については、お客様にご負担いただけます。

受付時間：「認知症の人と家族の会」紹介：午前9時～午後5時

いずれも

土日祝

年末・年始を除く

0120-775-677

脳健康度チェック：午前9時～午後5時

0120-002-531

認知症介護電話相談：午前9時～午後5時

0120-801-276

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

[ホームページアドレス] <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

ご注意ください

(各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。

・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含まず。婚約とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

傷害補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

■ 保険の対象となる方が国内外でケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。ただし、特約をセットしている場合は以下となります。

「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合	国内外での「交通事故等」*3により、保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。
「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合	国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*4中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。
- *2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。
- *3 交通事故等とは以下のものをいいます。
 - 運行中の交通乗用具*5との衝突、接触等の交通事故
 - 運行中の交通乗用具*5に搭乗している間の事故
 - 乗客として駅の改札口を入れてから出るまでの駅構内における事故
 - 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
 - 交通乗用具*5の火災による事故 等
- *4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
- *5 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[傷害補償基本特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>
後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>
手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローバストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。</p>

[傷害補償基本特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

<共通>

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
- ・自動車等の乗用を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの

等

<「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットしていない場合のみ>

- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

等

<「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合のみ>

- ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ
- ・職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ
- ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ
- ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ

等

<「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合のみ>

- ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

等

*1 「天災危険補償特約」をセットしている場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。

[特定感染症危険補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合

- 発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
- 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合
- 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合
- ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)

※特定感染症とは・・・

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。

[特定感染症危険補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症*1
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症
- ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症
- ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)

等

*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症は保険金のお支払対象となりません。

賠償責任に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[個人賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合

- 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
 - 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
 - 電車等*1を運行不能にさせた場合
 - 国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合
- ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 汽車、電車、気動車、モルレル等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

*2 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物

等

[個人賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
 - 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
 - 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
 - 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
 - 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
 - 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
 - 受託品の電氣的または機械的事故
 - 受託品の置き忘れまたは紛失*4
 - 詐欺または横領
 - 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
 - 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。

*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

[個人賠償責任補償特約+ゴルフ賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合

- ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に他人(キャディを含みます。)にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合
 - ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に、国内で受託した財物(受託品)*3を壊したり盗まれた場合
- ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはバターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。

*2 ゴルフ*1の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

*3 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物

等

[個人賠償責任補償特約+ゴルフ賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*1の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・航空機、船舶、車両*2または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

■ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

■ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使

■ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること

■ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い

■ 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損

■ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害

■ 受託品の電氣的または機械的事故

■ 受託品の置き忘れまたは紛失*3

■ 詐欺または横領

■ 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入

■ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

*1 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

*2 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

*3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

財産に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[携行品特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において、**保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合**

▶ 損害額(修理費)から**免責金額(自己負担額：1事故について5,000円)**を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

◎以下のものは補償の対象となりません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物

等

[携行品特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
- ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
- ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
- ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ・電氣的または機械的の事故に起因する損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害
- ・詐欺または横領に起因する損害
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
- ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害

等

*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

[携行品特約 + ゴルフ用品補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、**保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合**

■ ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りません。)

■ ゴルフクラブの破損、曲損*1

▶ 損害額(修理費)から**免責金額(自己負担額)**を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。

※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限りません。

[携行品特約 + ゴルフ用品補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
- ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
- ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
- ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ・電氣的または機械的の事故に起因する損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害
- ・詐欺または横領に起因する損害
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
- ・ゴルフボールのみの盗難による損害

等

*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

費用に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[救援者費用等補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において以下のような事由により、**保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合**

- 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合
- 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合
- 保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被ったケガまたは熱中症のため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合

等

▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

[救援者費用等補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分)
- ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた事故によって生じた損害
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害
- ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガまたは熱中症を治療する場合を除きます。)によって生じた損害
- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害

等

[ホールインワン・アルバトロス費用補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフプレー中に、**下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合**

- 下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)

- ① 同伴競技者
- ② 同伴競技者以外の第三者*1

- 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。

※原則として**同伴キャディがないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません**。同伴競技者以外の第三者*1の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。

既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。

※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものをご提出が必要となります。

*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。

[ホールインワン・アルバトロス費用補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ・バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

等

所得補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。)

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【所得補償基本特約】《保険金をお支払いする主な場合》

病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1(7日・30日・90日)を超えた場合に、SAタイプ、SBタイプ、SCタイプは最長1年、SDタイプは最長2年保険金をお支払いします。

▶ 保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*2を乗じた額をお支払いします。ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

- *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。)
- *2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。
- *3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。
- *4 同一の病気やケガによる就業不能*6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいい、この契約ではSAタイプ、SBタイプ、SCタイプは1年、SDタイプは2年となります。
- *5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- *6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。

【所得補償基本特約】《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・妊娠または出産による就業不能
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2
- ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能

等

- *1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後を開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。
- *2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

がん補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払します。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類 - 腫瘍学(N C C 監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類 - 腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*2で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2)院内がん登録実務用」等は含みません。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

《保険金をお支払いする主な場合》

[がん補償基本特約] がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■ 初めてがんと診断確定された場合 ■ この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■ 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶ がん診断保険金額をお支払します。ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
[がん補償基本特約] がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその 治療のため入院(日帰り入院を含みます。) を開始された場合 ▶ がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払します。 ※がん入院保険金がお支払される期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
[がん補償基本特約] がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に 所定の手術を受けられた場合 ▶ 手術の種類に応じてがん入院保険金日額の1.0倍、2.0倍または4.0倍の額をお支払します。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払します。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
[がん再発転移補償特約] がん再発転移保険金	がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ■ 手術 ■ 放射線治療 ■ 抗がん剤治療 ■ 造血幹細胞移植 ▶ がん再発転移保険金額をお支払します。 ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。 *1 他の臓器に転移した場合に限りです。なお、同一の種類臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。

医療補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、「葬祭費用補償特約」をセットしている場合を除き、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

《保険金をお支払する主な場合》

<p>[医療補償基本特約] 疾病入院保険金</p>	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数-疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では0日となり、1日目から保険金をお支払いします。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では120日、IAタイプのみ180日となります。</p>
<p>[医療補償基本特約] 疾病手術保険金</p>	<p>病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。</p> <p>①重大手術(詳細は欄外ご参照)：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>
<p>[医療補償基本特約] 放射線治療保険金</p>	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。</p> <p>*1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>
<p>[医療補償基本特約] 傷害入院保険金</p>	<p>ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数(入院日数-傷害入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度(傷害入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では0日となり、1日目から保険金をお支払いします。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では120日となります。</p>
<p>[医療補償基本特約] 傷害手術保険金</p>	<p>ケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。</p> <p>①重大手術(詳細は欄外ご参照)：傷害入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

・入院を開始してから退院するまでの継続した入院

・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

<p>[総合先進医療特約] 総合先進医療基本 保険金</p>	<p>病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。) ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。) なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用</p> <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療</p>
<p>[総合先進医療特約] 総合先進医療一時金</p>	<p>病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。</p>
<p>[女性医療特約] 女性入院保険金</p>	<p>所定の病気(女性疾病等*1)によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*2を超えた場合 ▶女性入院保険金日額に入院した日数(入院日数－疾病入院免責日数*2)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度(疾病入院免責日数*2は含みません。)とします。</p> <p>※女性入院保険金が支払われる入院中、さらに別の女性疾病等*1となっても女性入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 一般に女性が罹患(りかん)しやすいとされる所定の病気(乳房・女性生殖器の悪性新生物(がん)・良性新生物等)の他、乳房・女性生殖器以外の悪性新生物(がん)や糖尿病、心疾患等も含まれます。 *2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では0日となり、1日目から保険金をお支払いします。 *3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では120日となります。</p>
<p>[女性医療特約] 女性形成治療保険金</p>	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に以下のような手術を受けられた場合 ■癬痕(はんこん)形成術(植皮術(皮膚の移植術)や癬痕(はんこん/傷跡)に対する形成術) ■変形形成術(足ゆびの後天性変形(外反母趾(ぼし)等)に対する形成術) ■乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。) ▶手術の種類に応じて女性入院保険金日額の20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*12種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。</p> <p>*1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p> <p>【ご注意】乳房の悪性新生物(がん)の治療のための手術については、その悪性新生物(がん)を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、保険金をお支払いできません(ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1年と90日を経過した後に手術を受けた場合は、保険金のお支払対象となります。)</p>
<p>[葬祭費用補償特約] 葬祭費用保険金</p>	<p>病気やケガによって保険期間中に死亡し、親族が葬祭費用を負担された場合 ▶葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※保険の対象となる方の生前中に発生した損害は含みません。生前中に発生した損害とは、生前葬や生前に購入した墓地、墓石、仏壇等、保険の対象となる方が死亡する前に負担した費用をいいます。</p>

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)

- *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・粒子線治療*1が「総合先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。
・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

<p>[成人病追加支払特約] 成人病入院保険金</p>	<p>成人病(悪性新生物(がん)*1、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*2を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数-疾病入院免責日数*2)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度(疾病入院免責日数*2は含みません。)とします。 ※成人病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の成人病となっても成人病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>																																																																					
<p>[成人病追加支払特約] 成人病手術保険金 成人病放射線治療保険金</p>	<p>成人病(悪性新生物(がん)*1、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*4や放射線治療*5を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ・成人病手術保険金・入院中の手術 : 疾病入院保険金日額の10倍 ・成人病手術保険金・入院中以外の手術 : 疾病入院保険金日額の5倍 ・成人病放射線治療保険金 : 疾病入院保険金日額の10倍</p>																																																																					
<p>[成人病追加支払特約]</p>	<p>*1 補償対象となる「悪性新生物(がん)」とは以下のものをいいます。 悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類-腫瘍学(N C C 監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*6で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。</p> <p>*2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では0日となり、1日目から保険金をお支払いします。 *3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では120日となります。 *4 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*7 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *5 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。 *6 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2)院内がん登録実務用」等は含みません。 *7 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>																																																																					
<p>[特定疾患保険金特約] 特定疾患保険金</p>	<p>所定の特定疾患によって医師等の治療を必要とし、保険期間中、かつ、その特定疾患により交付された受給者証等の有効期間中に、その治療のため入院を開始された場合 ▶疾病入院保険金日額の30倍の額をお支払いします。ただし、1回の入院について、1回限りとします。 なお、所定の特定疾患とは、平成21年10月30日健発1030第3号厚生労働省健康局長通知「「特定疾患治療研究事業について」の一部改正について」で別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表1に記載されている以下の疾患をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="363 1153 1508 1675"> <tr> <td>1.ベーチェット病</td> <td>21.アミロイドーシス</td> <td>41.亜急性硬化性全脳炎</td> </tr> <tr> <td>2.多発性硬化症</td> <td>22.後縦靱帯(じんたい)骨化症</td> <td>42.バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群</td> </tr> <tr> <td>3.重症筋無力症</td> <td>23.ハンチントン病</td> <td>43.慢性血栓性肺高血圧症</td> </tr> <tr> <td>4.全身性エリテマトーデス</td> <td>24.モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)</td> <td>44.ライソゾーム病</td> </tr> <tr> <td>5.スモン</td> <td>25.ウェゲナー肉芽腫症</td> <td>45.副腎白質ジストロフィー</td> </tr> <tr> <td>6.再生不良性貧血</td> <td>26.特発性拡張型(うつ血型)心筋症</td> <td>46.家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)</td> </tr> <tr> <td>7.サルコイドーシス</td> <td>27.多系統萎縮症</td> <td>47.脊髄性筋萎縮症</td> </tr> <tr> <td>8.筋萎縮性側索硬化症</td> <td>(1)線条体黒質変性症</td> <td>48.球脊髄性筋萎縮症</td> </tr> <tr> <td>9.強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎</td> <td>(2)オリブ橋小脳萎縮症</td> <td>49.慢性炎症性脱髄性多発神経炎</td> </tr> <tr> <td>10.特発性血小板減少性紫斑病</td> <td>(3)シャイ・ドレーガー症候群</td> <td>50.肥大型心筋症</td> </tr> <tr> <td>11.結節性動脈周囲炎</td> <td>28.表皮水疱(すいほう)症(接合部型及び栄養障害型)</td> <td>51.拘束型心筋症</td> </tr> <tr> <td>12.潰瘍性大腸炎</td> <td>29.膿疱性乾癬(のうほうせいかんせん)</td> <td>52.ミトコンドリア病</td> </tr> <tr> <td>13.大動脈炎症候群</td> <td>30.広範囲脊管狭窄(きょうさく)症</td> <td>53.リンパ脈管筋腫症(LAM)</td> </tr> <tr> <td>14.ピュルガー病</td> <td>31.原発性胆汁性肝硬変</td> <td>54.重症多形滲出(しんしゅつ)性紅斑(急性期)</td> </tr> <tr> <td>15.天疱瘡</td> <td>32.重症急性膵炎(すいえん)</td> <td>55.黄色靱帯(じんたい)骨化症</td> </tr> <tr> <td>16.脊髄小脳変性症</td> <td>33.特発性大腿(だいたい)骨頭壊死症</td> <td>56.間脳下垂体機能障害</td> </tr> <tr> <td>17.クローン病</td> <td>34.混合性結合組織病</td> <td>(1)PRL分泌異常症</td> </tr> <tr> <td>18.難治性の肝炎のうち劇症肝炎</td> <td>35.原発性免疫不全症候群</td> <td>(2)ゴナドトロピン分泌異常症</td> </tr> <tr> <td>19.悪性関節リウマチ</td> <td>36.特発性間質性肺炎</td> <td>(3)ADH分泌異常症</td> </tr> <tr> <td>20.パーキンソン病関連疾患</td> <td>37.網膜色素変性症</td> <td>(4)下垂体性TSH分泌異常症</td> </tr> <tr> <td>(1)進行性核上性麻痺(まひ)</td> <td>38.プリオン病</td> <td>(5)クッシング病</td> </tr> <tr> <td>(2)大脳皮質基底核変性症</td> <td>39.肺動脈性肺高血圧症</td> <td>(6)先端巨大症</td> </tr> <tr> <td>(3)パーキンソン病</td> <td>40.神経線維腫症</td> <td>(7)下垂体機能低下症</td> </tr> </table>	1.ベーチェット病	21.アミロイドーシス	41.亜急性硬化性全脳炎	2.多発性硬化症	22.後縦靱帯(じんたい)骨化症	42.バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	3.重症筋無力症	23.ハンチントン病	43.慢性血栓性肺高血圧症	4.全身性エリテマトーデス	24.モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	44.ライソゾーム病	5.スモン	25.ウェゲナー肉芽腫症	45.副腎白質ジストロフィー	6.再生不良性貧血	26.特発性拡張型(うつ血型)心筋症	46.家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	7.サルコイドーシス	27.多系統萎縮症	47.脊髄性筋萎縮症	8.筋萎縮性側索硬化症	(1)線条体黒質変性症	48.球脊髄性筋萎縮症	9.強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎	(2)オリブ橋小脳萎縮症	49.慢性炎症性脱髄性多発神経炎	10.特発性血小板減少性紫斑病	(3)シャイ・ドレーガー症候群	50.肥大型心筋症	11.結節性動脈周囲炎	28.表皮水疱(すいほう)症(接合部型及び栄養障害型)	51.拘束型心筋症	12.潰瘍性大腸炎	29.膿疱性乾癬(のうほうせいかんせん)	52.ミトコンドリア病	13.大動脈炎症候群	30.広範囲脊管狭窄(きょうさく)症	53.リンパ脈管筋腫症(LAM)	14.ピュルガー病	31.原発性胆汁性肝硬変	54.重症多形滲出(しんしゅつ)性紅斑(急性期)	15.天疱瘡	32.重症急性膵炎(すいえん)	55.黄色靱帯(じんたい)骨化症	16.脊髄小脳変性症	33.特発性大腿(だいたい)骨頭壊死症	56.間脳下垂体機能障害	17.クローン病	34.混合性結合組織病	(1)PRL分泌異常症	18.難治性の肝炎のうち劇症肝炎	35.原発性免疫不全症候群	(2)ゴナドトロピン分泌異常症	19.悪性関節リウマチ	36.特発性間質性肺炎	(3)ADH分泌異常症	20.パーキンソン病関連疾患	37.網膜色素変性症	(4)下垂体性TSH分泌異常症	(1)進行性核上性麻痺(まひ)	38.プリオン病	(5)クッシング病	(2)大脳皮質基底核変性症	39.肺動脈性肺高血圧症	(6)先端巨大症	(3)パーキンソン病	40.神経線維腫症	(7)下垂体機能低下症
1.ベーチェット病	21.アミロイドーシス	41.亜急性硬化性全脳炎																																																																				
2.多発性硬化症	22.後縦靱帯(じんたい)骨化症	42.バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群																																																																				
3.重症筋無力症	23.ハンチントン病	43.慢性血栓性肺高血圧症																																																																				
4.全身性エリテマトーデス	24.モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	44.ライソゾーム病																																																																				
5.スモン	25.ウェゲナー肉芽腫症	45.副腎白質ジストロフィー																																																																				
6.再生不良性貧血	26.特発性拡張型(うつ血型)心筋症	46.家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)																																																																				
7.サルコイドーシス	27.多系統萎縮症	47.脊髄性筋萎縮症																																																																				
8.筋萎縮性側索硬化症	(1)線条体黒質変性症	48.球脊髄性筋萎縮症																																																																				
9.強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎	(2)オリブ橋小脳萎縮症	49.慢性炎症性脱髄性多発神経炎																																																																				
10.特発性血小板減少性紫斑病	(3)シャイ・ドレーガー症候群	50.肥大型心筋症																																																																				
11.結節性動脈周囲炎	28.表皮水疱(すいほう)症(接合部型及び栄養障害型)	51.拘束型心筋症																																																																				
12.潰瘍性大腸炎	29.膿疱性乾癬(のうほうせいかんせん)	52.ミトコンドリア病																																																																				
13.大動脈炎症候群	30.広範囲脊管狭窄(きょうさく)症	53.リンパ脈管筋腫症(LAM)																																																																				
14.ピュルガー病	31.原発性胆汁性肝硬変	54.重症多形滲出(しんしゅつ)性紅斑(急性期)																																																																				
15.天疱瘡	32.重症急性膵炎(すいえん)	55.黄色靱帯(じんたい)骨化症																																																																				
16.脊髄小脳変性症	33.特発性大腿(だいたい)骨頭壊死症	56.間脳下垂体機能障害																																																																				
17.クローン病	34.混合性結合組織病	(1)PRL分泌異常症																																																																				
18.難治性の肝炎のうち劇症肝炎	35.原発性免疫不全症候群	(2)ゴナドトロピン分泌異常症																																																																				
19.悪性関節リウマチ	36.特発性間質性肺炎	(3)ADH分泌異常症																																																																				
20.パーキンソン病関連疾患	37.網膜色素変性症	(4)下垂体性TSH分泌異常症																																																																				
(1)進行性核上性麻痺(まひ)	38.プリオン病	(5)クッシング病																																																																				
(2)大脳皮質基底核変性症	39.肺動脈性肺高血圧症	(6)先端巨大症																																																																				
(3)パーキンソン病	40.神経線維腫症	(7)下垂体機能低下症																																																																				

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

《保険金をお支払いしない主な場合》（医療補償共通）

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1
- ・保険の対象となる方*2の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ
- ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
- ・アルコール依存および薬物依存
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*3*4

等

- *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
- *2 「葬祭費用補償特約」をセットしている場合、「葬祭費用補償特約」についてはご契約者の故意または重大な過失によって生じた病気やケガもお支払対象となりません。
- *3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。
- *4 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

介護補償(一時金払介護)

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払します。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払します。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

《保険金をお支払いする主な場合》

【介護補償基本特約】 [公的介護保険連動型(要介護3)]

保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合

- ▶介護補償保険金額の全額をお支払します。
ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。

【介護補償基本特約+公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約+所定の要介護状態(要介護2用)の追加補償特約】

【独自基準追加型(要介護2)】

保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合

①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。

歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。
入浴その他の複雑な動作等	次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア、車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。) (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくははいすへ、車いすからはいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくははいすからポータブルトイレへまたは量からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ、介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。
排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア、自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ、歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ、洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。

②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。

・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) スポンジまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態であること。

ア、2つ以上の行為についてできない状態

イ、できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態

・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。

- (1) ひどい物忘れがある。
- (2) まわりのことに関心を示さないことがある。
- (3) 物を盗られた等と被害的になることがある。
- (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
- (5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
- (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
- (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
- (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。
- (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。
- (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
- (11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
- (12) 目的もなく動き回ることがある。
- (13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。
- (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。
- (15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。
- (16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。
- (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
- (18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
- (19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。
- (20) 食べられないものを口に入れることがある。
- (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
- (22) 自力で内服薬を服用できない。
- (23) 金銭の管理ができない。
- (24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。
- (25) 現在の季節を理解できない。
- (26) 今いる場所の認識ができない。

- ▶介護補償保険金額の全額をお支払します。
ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。

《保険金をお支払いしない主な場合》(介護補償(一時金払介護)共通)

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態
- ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態
- ・先天性疾患によって生じた要介護状態
- ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3

等

- *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
- *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。
- *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

介護補償(年金払介護)

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態*1となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態*1の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

[介護補償基本特約+年金払介護補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

- ・第1回年金払介護補償保険金
保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合
▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。
- ・第2回以後年金払介護補償保険金
既に第1回年金払介護補償保険金がお支払された場合で、てん補期間*1中の保険金支払基準日*2ごとに、保険の対象となる方が要介護状態*3に該当しているとき
▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。
※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。
(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。

- *1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)をいいます。
- *2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。
- *3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

[介護補償基本特約+年金払介護補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態
- ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態
- ・先天性疾患によって生じた要介護状態
- ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3

等

- *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
- *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態*4については、保険金のお支払対象となります。
- *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。
- *4 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

※保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

〔マークのご説明〕



契約概要
保険商品の内容をご理解いただくための事項



注意喚起情報
ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご確認ください*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- 救援者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用)
- がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●教育継続支援特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。

〔所得補償・団体長期障害所得補償〕

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額*2の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。

* 1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)



7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約						個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償		
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2	
性別	-	-	★	★	★*3	-	
職業・職務*4	-	☆	-	-	-	-	
健康状態告知*5	-	★	★	★	★	-	

※すべての補償について「他の保険契約等*6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。

* 1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

* 2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

* 3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

* 4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

* 5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

* 6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

[所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときは、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

* 7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)

a. 婚姻意思*8を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

* 8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*9から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*10。

●責任開始日*9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*11(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

* 9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

* 10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

* 11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただいた場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。





3 保険金受取人

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)



4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なる場合があります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)
*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

- すべての補償共通
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。
- がん補償
がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。))についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意ください。詳しくは、お問い合わせください。

2 解約される時



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- 所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【更新後契約の補償内容を縮小する場合】

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日(更新後契約の始期日)以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



● 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

● 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といえます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合
 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	指定紛争解決機関
<p>東京海上日動火災保険株式会社</p> <p>パンフレット等記載の 《お問い合わせ先》にて承ります。</p>	<p style="text-align: center;">一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター</p> <p>東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)</p> <p style="text-align: center;">  通話料 有料 </p> <p>IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時 (土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)</p>

<共同保険引受保険会社について> ※医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動単独のお引受けとなります。

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社(幹事)	84.03%		
三井住友海上火災保険株式会社	15.97%		

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp	事故受付センター (東京海上日動安心110番)	 受付時間：24時間365日
---	--	---

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険金額、免責金額(自己負担額)
 保険期間 保険料・保険料払込方法
 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	所得補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 保険金額は、平均月間所得額*1以下となっていますか？ (平均月間所得額*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、保険金額の見直しを行ってください。) なお、保険金額の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前 1 2 か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	—	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *2 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○	○*2	—
●『「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」にご加入される場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金が支払われないことをご確認いただきましたか？ ※同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。	—	—	—	—	—	○
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

お申込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

募集期間	2025年11月4日から2025年11月28日まで	
保険料の払込方法	毎月の給与より引き去ります(3月給与より引去開始)。	
新規ご加入の方	以下①②いずれかの方法にてお手続きください。 ① ネット募集システム「e-CHOICE」でのお手続き方法 「e-CHOICE」の「お手続きサイト」にアクセスし、 必要事項を入力してお手続きください。 URL http://ezoo.jp/ds4/A0007522601 ② 書面でのお手続き方法 「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、株式会社JALUX保険サービス 京都事務所へご提出ください。加入依頼書の記入方法等につきましては、「加入依頼書の記入例」をご参照ください。	
現在ご加入の方	変更を希望される方	上記「新規ご加入の方」に記載のお手続きと同様にお手続きください。 更新を希望されない方も同様にお手続きください。
	前年同等プランで更新される方	今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、 特段のご加入手続き(「お手続きサイト」でのお手続きや加入依頼書のご提出等)は不要です(自動更新になります)。*1
随時加入OK!	上記募集期間終了後の取扱い	新規加入・加入内容変更の受付を随時させていただきます。 募集期間：2025年12月15日～2026年12月30日 詳しくは二次元コードもしくは下記までお問い合わせください。

現在ご加入の方への大切なお知らせ

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

■この保険は、株式会社ワコールホールディングスを契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として株式会社ワコールホールディングスが有します。

*1 <ご注意> 現在ご加入の方につきましては、上記の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《お問い合わせ先》

代理店

株式会社JALUX保険サービス 京都事務所

住所：〒600-8216 京都市下京区東塩小路町608-9 日本生命京都三哲ビル6階

☎ 0120-983-681 (受付時間：平日午前9時～午後5時30分)

E-Mail：jlxhs.kyoto@jalux.com

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 京都本部 企業営業課

住所：〒600-8570 京都府京都市下京区四条通富小路

TEL：075-241-1155 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

《事故時の連絡先》

代理店

株式会社JALUX保険サービス 京都事務所

☎ 0120-983-681

(受付時間：平日午前9時～午後5時30分)

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

☎ 0120-720-110

(受付時間：24時間365日)

※スマートフォンによる事故受付も可能です。加入者票に表示している二次元コードから事故受付専用サイトにアクセスのうえご利用ください。
なお、スマートフォンによる事故受付は、ケガや病気に関する補償と携行品・用品の保険金のご請求を対象としています。

2025年10月

**団体総合生活保険の
2025年10月1日以降始期契約のご加入者様**

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償				
①傷害補償	②医療補償	③がん補償	④介護補償	⑤賠償・財産・費用

変更する補償					改定項目	概要
①	②	③	④	⑤		
		○			がん通院補償の一本化 および保険料改定	①補償パターンの一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすくお届けするために、通院補償を「三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターン(「がん補償基本特約」+「がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)」)に一本化します。 ②保険料の改定 がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によっては保険料引上げとなる場合があります。
		○			「がん診断保険金」等の 保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。
		○			「抗がん剤」の定義の改定	抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 <対象特約> 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約、がん生活支援特約
	○				「三大疾病・重度傷害 一時金特約(医療用)」 の補償内容の変更および 保険料改定	①補償内容の変更 がん罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。 ②保険料の改定 がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。

変更する補償					改定項目	概要
①	②	③	④	⑤		
○					参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
○				○	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
○					職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。
○					「特定感染症危険補償特約」の保険料改定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
				○	「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」等の約款改定	①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 <対象特約> 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)、トラブル対策費用補償特約
				○	付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 <終了対象のサービス> ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「検索支援サービス」

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。